
CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2020/4/27号 (No. 350)

○ 法律・法規等

1. 国家知識産権局、「商標代理管理弁法」で意見募集(国家知識産権網 2020年4月22日)
2. 上海市人代、「ビジネス環境最適化条例」を採択(上海市政府公式サイト 2020年4月14日)
3. 改正「杭州市専利試行・モデル企業の認定と管理弁法」が5月1日より施行(国家知識産権網 2020年4月14日)
4. 上海、「重点商標保護リスト管理弁法」で一般向け意見募集(上海市知識産権局 2020年4月14日)

○ 中央政府の動き

1. WIPOがビデオ会議を再び開催 CNIPA 申局長が演説(国家知識産権網 2020年4月22日)
2. 国家知識産権局、「知財高品質発展推進年度活動ガイドライン」を発表(国家知識産権網 2020年4月21日)
3. 2020年全国知的財産権宣伝ウィーク始動式、オンラインで開催(国家知識産権網 2020年4月20日)

○ 地方政府の動き

1. 中国(西安)知的財産権保護センターが運用開始(国家知識産権戦略網 2020年4月20日)

○ 司法関連の動き

1. 最高人民法院、知的財産権司法保護の全面的強化を要求(最高人民法院公式サイト 2020年4月21日)
2. 最高人民法院知識産権法廷、2019年度報告書を公表(中国知識産権资讯网 2020年4月17日)
3. 「最高人民法院知的財産権法廷裁判要旨(2019)」を発表(中国法院網 2020年4月17日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 雲南省公安機関、昨年に権利侵害・模倣品事件1101件摘発(国家知識産権戦略網 2020年4月20日)
2. 内モンゴル、知的財産権に関する法執行・保護の特別行動を実施(中国保護知識産権網 2020年4月16日)

○ 統計関連

1. 北京知識産権法院、医薬関連事件702件受理 7割が外国に関わる(中国保護知識産権網 2020年4月16日)
2. 浙江、昨年末の有効特許が16万件に 前年比20.21%増(中国保護知識産権網 2020年4月16日)

○ その他知財関連

1. 中韓がCOVID-19 専利情報共有で協力 CNIPAが英語版HPを開設(国家知識産権網 2020年4月20日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 国家知識産権局、「商標代理管理弁法」で意見募集★★★

国家知識産権局が「商標代理管理弁法」の意見募集稿と起草作業についての説明を公式サイトで公表した。5月22日までに一般向け意見募集を行う。

意見募集稿と起草説明は、国家知識産権局の公式サイトとウィーチャット公式アカウントで閲覧することができる。意見提出の方法は以下の3つである。

▽電子メール：tiaofasi@cnipa.gov.cn

▽FAX：(010) 62083681

▽書簡：北京市海淀区西土城路6号 国家知識産権局・条法司条法二処 郵便番号100088（封筒の左下に「商標代理管理弁法」と明記）

（出典：国家知識産権網 2020年4月22日）

<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1147847.htm>

★★★2. 上海市人代、「ビジネス環境最適化条例」を採択★★★

上海市第15期人民代表大会（人代）常務委員会の第20回会議でこのほど、「上海市ビジネス環境最適化条例」が採択された。4月10日より施行される同「条例」は、8章、80条が含まれ、上海市の各部門に対し、それぞれの職責に基づいてビジネス環境の最適化に取り組むよう求めている。

知的財産権に関しては、▽知的財産権の保護活動に注力し、知的財産権に係る総合的な管理・法執行体制を整備し、法執行の横断的協力体制を強化する▽知的財産権侵害に対する懲罰的損害賠償制度を導入し、迅速で協同な保護メカニズムの確立を推進し、行政保護と司法保護との連携体制を整備し、完備された権利保護支援メカニズムで権利侵害の早期警報、司法救済などのサービスを提供する▽知的財産権をめぐる紛争の多元的な解決メカニズムを整備し、業界協会や調停・仲裁・サービス機構の役割を最大限に生かす——などとしている。

（出典：上海市政府公式サイト 2020年4月14日）

<http://zscq.eastday.com/zscq/n2511/u1ai25535.html>

★★★3. 改正「杭州市専利試行・モデル企業の認定と管理弁法」が5月1日より施行★★★

杭州市市場監督管理局がこのほど、改正「杭州市専利試行・モデル企業の認定と管理弁法」を公表した。5月1日より施行される。

改正「弁法」によると、杭州市の専利（特許、実用新案、意匠）試行・モデル企業の再評価の期間は、国の知的財産権モデル企業、浙江省の専利モデル企業と同じ、いずれも3年間である。また、「杭州市専利モデル企業」の認定要件として知的財産権管理規範の認証取得を求めている。この外、▽専利試行・モデル企業の認定管理の指標システムの作成、▽中国専利賞や浙江省専利賞などの受賞製品に関する報奨制度の整備、▽知的財産権保護や商事制度改革、信用監視管理、企業監視管理などに関する法律、政策の総合的な運用——などの内容が盛り込まれている。

（出典：国家知識産権網 2020年4月14日）

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1147542.htm>

★★★4. 上海、「重点商標保護リスト管理弁法」で一般向け意見募集★★★

上海市知識産権局が4月13日、「上海市重点商標保護リスト管理弁法」の意見募集稿を公式ホームページで公表した。4月30日までに一般向け意見募集を行う。

（<http://sipa.sh.gov.cn/xxgkml/20200414/6614ef7b062d4d90b460436acd5b4684.html>）

意見募集稿に関する意見、アドバイスは書面で上海市知識産権局に直接郵送することができる。宛先は上海市浦東新区世博村路300号、上海市知識産権局・知識産権保護処。郵便番号は200125。

この外、電子メールによる提出も可能である。電子メールアドレスは2651770761@qq.comである。

（出典：上海市知識産権局 2020年4月14日）

<http://sipa.sh.gov.cn/xxgkml/20200414/6614ef7b062d4d90b460436acd5b4684.html>

○ 中央政府の動き

★★★1. WIPOがビデオ会議を再び開催 CNIPA 申局長が演説★★★

4月20日、世界知的所有権機関（WIPO）が再びオンライン会議を開催し、新型コロナウイルス感染症の流行期における知的財産権の臨時対策、救済措置などについて議論した。中国国家知識産権局（CNIPA）からは申長雨局長が出席し、演説した。

フランシス・ガリ事務局長が議長を務めた。会議で「特許協力条約」の期限遅延に関する規定の適用要件や、「工業所有権の保護に関するパリ条約」枠組み下の優先権の期限遅延などを巡って議論が交わされた。

申長雨局長は、WIPOの積極的な役割を今後も引き続き支持し、各国の知的財産権機関との意思疎通を強化し、新型コロナウイルスが国際知的財産権システムにもたらす課題に共に取り組んでいきたいと表明した。

(出典：国家知識産権網 2020年4月22日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1147789.htm>

★★★2. 国家知識産権局、「知財高品質発展推進年度活動ガイドライン」を発表★★★

国家知識産権局がこのほど、「知的財産権の高品質な発展推進に関する年度活動のガイドライン」を発表した。高品質な発展に関する国の方針を徹底し、今年の知的財産権分野の各任務を明確にした。

同「ガイドライン」は、制度の刷新、統括・協調、実情重視の3原則を強調し、知的財産権の高品質な発展を推進するために指標の方向性、政策による支援、統計観測を強化するよう求めている。また、6方面の19の重点任務を盛り込んだ「2020年、知的財産権の高品質発展推進の任務リスト」を決定した。

「ガイドライン」は今年の主な目標として、中国は▽知的財産権の創造の質、保護・運用の効果、管理水準、サービス能力、国際的影響力を一層向上させ、▽「放管服」改革でさらなる成果を挙げ、▽高品質な発展に関する指標システム、政策システム、統計システムを絶えず改善する——と定めている。

(出典：国家知識産権網 2020年4月21日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1147767.htm>

★★★3. 2020年全国知的財産権宣伝ウィーク始動式、オンラインで開催★★★

4月20日午前、2020年の全国知的財産権宣伝ウィークの始動式がオンラインで開催された。国家知識産権局の申長雨局長、世界知的所有権機関(WIPO)のフランシス・ガリ事務局長が演説を行い、中央宣伝部、最高人民法院、公安部、商務部などの宣伝ウィーク参加機関の責任者が出席した。

今年の全国知的財産権宣伝ウィークのテーマは「知的財産権と健康中国」。国家知識産権局、国家市場監督管理総局を含む20の部・委員会が共催し、全国各地で同時に進められる。

宣伝ウィークにおいて、各参加機関は約50のイベントを催す予定である。▽国家知識産権局と国家版權局が昨年の中国知的財産権の発展状況に関して共催する記者発表会、▽国家市場監督管理総局による「中国知的財産権保護とビジネス環境の進捗報告書」発表、▽最高人民法院による「知的財産権事件年度報告書」発表——などが含まれる。

(出典：国家知識産権網 2020年4月20日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1147719.htm>

○ 地方政府の動き

★★★1. 中国(西安)知的財産権保護センターが運用開始★★★

4月17日、中国(西安)知的財産権保護センター(以下、西安保護センター)が正式に運用を開始した。同センターは、知的財産権出願の迅速な審査、権利の迅速な確認、迅速な保護を通じて、ハイエンド装備製造業界に焦点を当て、西安をはじめとする陝西省の知的財産保護活動の重要な中枢になることを目指す。

市知識産権局責任者は、西安保護センターの運用開始によって、西安のビジネス環境が一層改善され、「権利登録までの期間が長い」、「権利保護が難しい」、「サービス能力が不足」などの問題が効果的に解決されることにつながるとの認識を示している。

西安市は近年、知的財産権の保護体制が改善されつつある。昨年末時点の特許保有件数は4万1261件で、その中でハイエンド装備に関連するものが34%を占める。昨年、西安市の管理当局は105件の専利(特許、実用新案、意匠)関連紛争事件を調停、処理し、405件の商標法違反事件を摘発した。

(出典：国家知識産権戦略網 2020年4月20日)

<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=50013>

○ 司法関連の動き

★★★1. 最高人民法院、知的財産権司法保護の全面的強化を要求★★★

最高人民法院がこのほど、「知的財産権の司法保護の全面的強化に関する意見」を發布した。各裁判所に対して、知的財産権の司法保護を全面的に強化することの重要な意義を十分認識し、イノベーション型国家の建設に十分な司法サービスを提供するよう求めた。同「意見」は、国の「知的財産権の保護強化に関する意見」を徹底するための重要な施策の一つでもある。

「意見」は知的財産権裁判の実務を踏まえて、司法保護における難問の解決に焦点を当て、一連の施策を打ち出した。権利者の訴訟コストの低減、訴訟期間の短縮、損害賠償の強化、挙証の円滑化などに取り組み、司法保護の実効を確実に高めようとしている。

具体的には挙証責任制度の改善、裁判方式の刷新、第三者データの活用などのほか、不誠実な訴訟行為の抑止、体制整備の強化、関連部門との意思疎通の強化などの内容が盛り込まれている。

(出典：最高人民法院公式サイト 2020年4月21日)

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-226481.html>

★★★2. 最高人民法院知識産権法廷、2019年度報告書を公表★★★

最高人民法院知識産権法廷が4月16日、2019年の年度報告書を公表した。それによると、昨年、知的財産権法廷の技術類知的財産事件の受理は1945件、結審は1433件で、結審率は73.7%となる。そのうち、▽民事第二審は受理が962件、結審が586件、▽行政第二審は受理が241件、結審が142件、▽管轄権異議第二審は受理が481件、結審が446件、▽その他案件は受理が241件、結審が259件となっている。

知財法廷で審理された事件の全体的特徴としては、以下の6つの点が示されている。

(1) 医薬、遺伝子、通信、機械、農業・林業など、先端技術から、国民の衣食住と密接に関連する分野まで、幅広い技術分野に渡っている。

(2) 社会的影響が大きく、社会的注目度が高い。賠償額が1000万元を超える事件は17件、1億元を超える事件は3件もあったほか、標準必須特許、医薬特許などの先端技術と国民生活に関連するものが多い。

(3) 手続きが交錯する事件が多い。当事者が異なる裁判所で多数の民事、行政事件を行っているといった複雑な事件が多かったが、裁判手続き、裁判基準、全体的な調停の取扱いを調整し、良好な結果を達成した。

(4) 審理期間が短い。技術類の知財事件は難度が高く、これまで係属期間の長期化が一般的だったが、知財法廷が昨年審理した2審事件は平均73日で、審理期間が比較的短期間で終えた。

(5) 国内外の当事者を平等に保護する。外国、香港、マカオ、台湾関連の訴訟が全体の8.9%を占める。一部の訴訟は当事者の国境を越えた訴訟の一部であり、外国での特許侵害訴訟と関係していた。中国と外国の当事者の正当な権利と利益の平等な保護に努めた。

(6) 司法保護が強化された。書類の提出命令を履行しない、保全された製品を故意に破壊するなどのような行為を実行した当事者に対して不利となる事実の推定を行うとした。権利者勝訴の事件は61.2%を占める。

(出典：中国知識産権资讯网 2020年4月17日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=121985

★★★3. 「最高人民法院知的財産権法廷裁判要旨(2019)」を公表★★★

最高人民法院(最高裁)の知識産権法廷(知財廷)が4月16日、「最高人民法院知的財産権法廷裁判要旨(2019)」を公表した。同法廷設立以来の機構改革や事件審理における進展を振り返るとともに、昨年に結審した事件の中から36件の典型的な事件を選出し、40件の裁判規則をまとめた。

昨年、知財廷は技術系知的財産権事件を1945件受理した。そのうち、民事、行政と管轄権異議事件が8割以上を占め、現在1433件が結審されている。

今回発表された「裁判要旨」は、特許民事事件における「機能的特徴の認定」、特許行政事件における「新規性判断の比較原則」、植物新品種事件における「繁殖材料の認定」など、40の裁判規則をまとめた。知財廷の羅霞裁判長は、「『裁判要旨』は知財廷が新型、難解、複雑な事件を処理する際の司法理念、考え方や裁判方法を反映しており、技術系知的財産権事件の裁判基準をさらに統一し、裁判の質を高めるためにガイドラインを提供した」との見解を示した。

(出典：中国法院網 2020年4月17日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2020/04/id/4979490.shtml>

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 雲南省公安機関、昨年に権利侵害・模倣品事件1101件摘発★★★

雲南省は昨年、複数の知的財産権保護の特別行動を実施し、成果を上げている。行政法執行機関は専利関連事件116件、商標関連事件840件を調査、処理した。公安機関は1101件の知的財産権侵害・

模倣品事件を摘発し、総額 4 億 8700 万元の違法商品などを差し押さえた。4 月 20 日、雲南省の知的財産権宣伝ウィークに関する記者会見でわかった。

公安機関が摘発した 1101 件の中で、模倣品などの総額が 100 万元を超えるものが 39 件あった。雲南省の検察機関は合わせて 40 事件の容疑者 84 人の逮捕を批准し、43 件で 85 人について公訴を提起した。各裁判所は知的財産権に関する 4850 件の民事事件、66 件の刑事事件、3 件の行政事件を受理した。記者会見ではまた、税関や著作権、植物新品種分野の権利侵害・模倣品の摘発状況が説明された。

(出典：国家知識産権戦略網 2020 年 4 月 20 日)

<http://www.nipso.cn/oneews.asp?id=50015>

★★★2. 内モンゴル、知的財産権に関する法執行・保護の特別行動を実施★★★

内モンゴル自治区市場監督管理局、知識産権局がこのほど「2020 年度知的財産権法執行・保護特別行動方案」を発表した、

「特別行動方案」は、▽商標、専利（特許、実用新案、意匠）、地理的表示、特殊標識の権利侵害・冒用の厳罰、▽電子商取引、展示会、民間企業、外資系企業に関する知的財産権の保護強化、▽知的財産権代理機構に対する監視管理の強化、▽研修訓練と指導、業績評価の強化、情報収集の強化——などの 10 の重点任務を明確にした。

自治区知識産権局は今後、知的財産権保護の関連施策の策定、法執行や保護のさらなる強化などを通じて、公平に競争できる市場環境と優れたビジネス環境の構築に取り組むこととしている。

(出典：中国保護知識産権網 2020 年 4 月 16 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/nmg/202004/1950096.html>

○ 統計関連

★★★1. 北京知識産権法院、医薬関連事件 702 件受理 7 割が外国に関わる★★★

北京知識産権法院は 2014 年 11 月から今年 2 月までに 702 件の医薬関連事件を受理した。その中で、米国やスイス、日本、ドイツなど、医薬研究開発の主要国に関わるものが 7 割を占める。4 月 15 日、同法院が開いた「医薬専利紛争事件状況通報会」でわかった。

化学薬品に関する特許訴訟は 251 件。その中、68.5%を占める 172 件は外国に関わる。

国別に見れば、米国が最も多く、全体の 28.5%を占める。続いてスイスが 18%、日本が 17%、ドイツが 13%、フランスが 6%となっている。

訴訟に関わった外国企業にはファイザー、ノバルティス、メルク、ギリアド、グラクソ、アボット、バイエル、アストラゼネカ、大塚などの有名企業が含まれる。グローバル医薬企業にとって中国が重要な医薬市場になったことがうかがえる。

(出典：中国保護知識産権網 2020 年 4 月 16 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zl/202004/1950087.html>

★★★2. 浙江、昨年末の有効特許が 16 万件に 前年比 20.21%増★★★

4 月 15 日、浙江省の知的財産権強省建設活動共同会議弁公室が 2019 年度の知的財産権 10 大事例を発表した。浙江初の国家知的財産権サービス業集積発展モデルの整備や、中国（浙江）知的財産権保護センターの運用開始、浙江・上海・江蘇・安徽の裁判所による「長江デルタ地域人民法院による知的財産権司法保護の交流・協力協定」の締結などが入選した。

会見で発表されたデータによると、浙江省は昨年末時点の有効特許が 16 万 600 件に達し、前年に比べて 20.21%増加した。人口 1 万人あたり特許保有件数が同 18.6%増の 28 件に達し、全国 4 位となっている。有効登録商標が 250 万 4000 件、全国 2 位であった。また、浙江省の専利（特許、実用新案、意匠）や商標を使用した担保融資の総額は 250 億元を超えている。

(出典：中国保護知識産権網 2020 年 4 月 16 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/zj/202004/1950071.html>

○ その他知財関連

★★★1. 中韓が COVID-19 専利情報共有で協力 CNIPA が英語版 HP を開設★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）、中国専利情報センター、専利審査協力北京センターが共同で開発した「新型コロナウイルス感染症抑止専利情報共有プラットフォーム」の英語版 HP

(<https://ncp.patentstar.cn/en/>) がこのほど公開された。予防抑止に関する研究開発を支援し、国内外ユーザーに専門的な特許情報をタイムリーに提供する。

CNIPA と韓国特許庁 (KIPO) が先日開催した長官会合で、「特許情報サービスの国際協力を強化する」合意が達成された。この英語版 HP は、この合意を実施に移すためのものでもある。双方の特許情報サービスに関する国際協力をサポートすることによって、両国の知的財産権分野における実務協力を推進することが期待されている。CNIPA は今後、両庁協力の成果を踏まえて、より広い範囲で同プラットフォームを普及させ、新型コロナウイルスの抑止に関する国際協力を支援することとしている。

(出典：国家知識産権網 2020 年 4 月 20 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1147737.htm>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW_Glj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。) により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部